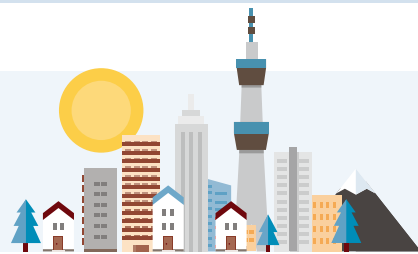


電材市場に関わる 補助金・税制優遇制度



2019年度概算要求の主な電材関連補助金

非住宅分野関連補助金 合計**890.7億円** ※住宅と重複があります。

補助事業名称	事業内容	概算要求	関連設備
省エネルギー投資促進に向けた支援補助金 (経済産業省)	工場・事業場等における省エネ関連投資を支援 (1) 工場・事業場単位 (2) 設備単位	600.4億円 の一部	LED照明、PAC、EMS等
	ZEBの構成要素となる高断熱建材・設備機器等の導入に際して、その情報の提供に同意する事業者に対し、費用の一部を補助(2,000㎡以上が対象)		LED照明、PAC、PV、EMS等
業務用施設等におけるZEB化・省CO ₂ 促進事業 (環境省)	(1) テナントビルの省CO ₂ 促進事業、グリーンリース契約締結に向けた調査・CO ₂ 改修費用に対する補助	85億円	LED照明、PAC、PV、EMS等
	(2) ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業(2,000㎡以上が対象)		
	(3) 既存建築物等の省CO ₂ 改修支援事業 ①民間建築物等における省CO ₂ 改修支援事業 ②テナントビルの省CO ₂ 改修支援事業		
	(4) 国立公園園舎施設の省CO ₂ 改修支援事業		
地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業(環境省)	地方公共団体が事業編に基づく省エネ設備等の導入に対する支援	60億円	LED照明、PAC、EMS等
既存建築物省エネ化推進事業(国土交通省)	既存建築物の省エネ改修及び省エネ性能の診断・表示等に対する支援	112.3億円 の一部	LED照明、PAC、PV、EMS等
EV、PHVの充電インフラ整備事業費補助金(経済産業省)	マンション、事業所、道の駅、高速道路SA等の駐車場への充電インフラの設置を支援	20億円	エルシーヴ ELSEEV
中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金(経済産業省)	・中小企業等に対し省エネポテンシャル診断を無料で実施 ・省エネ相談地域プラットフォームを全国に設置	13億円	設備改修に対しては補助は出ません

税制優遇

▶ 中小企業経営強化税制

要旨	類型	要件	対象設備	確認者	その他要件	税制措置
従来の機械装置に加え、機器備品や建築物附属設備が追加され、即時償却、または7%もしくは10%の税額控除が受けられる	生産性向上設備(A類型)	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	◆建物付属設備(60万円以上) (LED照明・空調等) ◆機械・装置(160万円以上) ◆測定工具及び検査工具(30万円以上) ◆器具・備品(30万円以上) (試験・測定機器、冷凍陳列棚など) ◆ソフトウェア(70万円以上) (情報を収集・分析・指示する機能)	工業会等	・生産等設備を構成するものであること ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等	即時償却、または10%税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)

▶ 中小企業の生産性向上のための固定資産税の特例

要旨	対象設備	特例措置	対象地域・業種
中小企業等経営強化法の認定を受けた事業者が取得する機械装置に関する固定資産税の特例措置を拡充する	中小企業者が認定計画に基づき、平成30年度末までに取得する器具備品・建物附属設備等(LED照明・空調等)	固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減	1)最低賃金が全国平均未満の地域…全ての業種 2)最低賃金が全国平均以上の地域…労働生産性が全国平均未満の業種 ※機械装置については、全国・全業種が対象